

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備 加算に関する院内掲示

当院は医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を提供するため、以下の取り組みを行っています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を診察室等において医師等が閲覧又は活用して診療を実施しています。
- マイナ保険証の利用についてお声かけ、ポスター掲示を行っています。
- 医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- 今後、電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用した医療DXにかかる取り組みを予定しています。

当院は医療DXの推進に伴い下記の通り診療報酬点数を算定しております。

【医療情報取得加算】

| | |
|-------------------|-----------|
| <u>初診時</u> | <u>1点</u> |
| <u>再診時（3月に1回）</u> | <u>3点</u> |

【医療DX推進体制整備加算】

| | | |
|------------|----------------------|------------|
| <u>初診時</u> | <u>医療DX推進体制整備加算4</u> | <u>10点</u> |
|------------|----------------------|------------|